

# ○標準トラנקルームサービス約款

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第3項の規定に基づき、標準倉庫寄託約款（トラנקルームサービスに係るものに限る。）を次のように定め、昭和61年8月1日から適用する。

## 標準トラנקルームサービス約款

目次

- 第1条 総則（第1条―第6条）
- 第2条 契約の締結等（第7条―第11条）
- 第3条 寄託物の引渡し（第12条―第14条）
- 第4条 寄託物の保管（第15条―第21条）
- 第5条 寄託物の返還（第22条―第23条）
- 第6条 引取のない寄託物の処置（第24条―第25条）
- 第7章 寄託物の損害保険（第26条―第28条）
- 第8章 賠償責任（第29条―第38条）
- 第9章 料金の支払等（第39条―第42条）

## 第1章 総則

- 第1条（適用範囲） この約款は、別表に掲げる物品（以下「特定物品」といいます。）の寄託であつて、その保管がトラנקルームサービス（特定物品の保管を恒常的に行う事業をいいます。）として行われるものに適用されます。
  - 第2条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
  - 第3条 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。
- （営業日時）
- 第2条 当社は、営業日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
  - 第3条 前項の営業日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
  - 第4条（庫入れ、庫出しその他の作業） 寄託物を受けた特定物品（以下「寄託物」といいます。）の庫入れ、庫出しその他の作業は、当社が行います。
  - 第5条（書面による意思表示） 寄託物が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、書面により行うことを要求することができます。
  - 第6条 当社が寄託申込書に記載された寄託者の住所（第10条第1項の通知があつた場合は、当該通知があつた住所）にあつて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
  - 第7条（業務上受領する金銭の利息） 寄託物は、業務上受け取つた金銭に対しては、利息を付しません。

## 第2章 契約の締結等

- 第7条（寄託引受けの拒絶） 当社は、次の理由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。
  - (1) 寄託物の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 特定物品が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき。
  - (3) 次条2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
  - (4) 特定物品の保管に必要な施設がないとき。
  - (5) 特定物品の保管が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - (6) その他やむを得ない事由があるとき。
- 第8条（寄託価額） 寄託物の寄託価額は、寄託物の申込み時における価額とします。
- 第9条（寄託申込書） 寄託者は、特定物品の寄託に際し、当該特定物品に関して次の事項を記載した寄託申込書を、記名押印の上、当社に提出しなければなりません。
  - (1) 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
  - (2) 品名及び数量
  - (3) 荷造り及び積載
  - (4) 寄託価額
  - (5) 保管方法は荷役上特別の注意を要するときは、その保管又は荷役上の注意事項
  - (6) 引渡しを行う日
  - (7) 第26条第1項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨
  - (8) その他保管又は荷役に關し必要な事項
  - (9) 当社は、寄託者又は荷役人に提出したため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違する事項を生じた損害については、賠償の責任を負いません。
- 第10条（寄託申込書の記載事項の変更等） 寄託者は、前条第1項に掲げる事項若しくは寄託申込書に押印した印鑑（以下単に「印鑑」といいます。）を変更した場合又は印鑑を失つた場合は、遅滞なく当社に対し通知しなければなりません。
- 第11条（契約の解除） 寄託者は、前条第2号から第9号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

## 第3章 寄託物の引渡し

- 第12条（引渡し時における寄託物の内容の検査） 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項について疑いがある場合は、寄託者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができます。
  - 第13条 当社は、寄託者の同意を求めるとし、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、寄託者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができます。
  - 第14条 当社は、第1項の規定により検査を行った場合で寄託者の立会いがなかつたとき又は前項の規定により検査を行った場合は、寄託者に対し、遅滞なくその旨及び検査の結果を通知します。
  - 第15条 当社は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるないときは、検査により生じた損害について賠償の責任を負います。
  - 第16条 寄託者は、第1項又は第2項の規定により検査を行った場合において、寄託物の内容が寄託申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。
- （引渡し時における寄託価額の変更）
- 第13条 当社は、寄託物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不当であることと認められた場合は、寄託者との協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。
  - 第14条（受取証の交付） 寄託物の引渡しを受けた場合は、寄託者にその受取りを証する書面（以下「受取証」といいます。）を交付します。
  - 第15条 受取証は、当社の名称、住所及び電話番号並びに第9条第1項各号の事項を記載します。
  - 第16条 寄託者は、受取証を失つた場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

## 第4章 寄託物の保管

- 第15条（保管方法） 当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。
- 第16条（再寄託） 当社は、寄託物の保管に必要な施設がないことその他のやむを得ない事由がある場合は、寄託者の同意を得て、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができます。ただし、同意を求めるとし、かつ、同意を得ない場合は、寄託者の同意を得ないで再寄託することができます。
- 第17条（前項ただし書の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合は、当社は、寄託者に対し、遅滞なくその旨を通知します。）
- 第18条（保管期間） 寄託物の保管期間は、寄託物について前項の規定により再寄託された場合を除き、当社が寄託者に対し解約を申し入れることができる日から起算して3か月とします。
- 第19条 寄託物の保管期間は、寄託者から解約の申入れがない限り自動的に更新されます。更新後の保管期間は、3か月とします。
- 第20条 当社は、次の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、保管期間の更新を拒絶できます。この場合において、当社は、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告するとします。
- (1) 保管料、荷役料その他の費用、立替金又は延滞金が、当社が定めて通知した日まで支払われなるとき。
- (2) 次条第2項の規定による寄託価額に関する協議が整わないとき。
- (3) 寄託者が第19条第1項の規定による寄託物の内容の検査を拒絶したとき。
- (4) その他寄託者がこの約款に反したとき。

## 第5章 寄託物の返還

- 第21条（返還手続） 寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、受取証に氏名その他の必要事項を記入し、印鑑を押しした上で、これを当社に提出しなければなりません。
- 第22条（返還の拒絶） 寄託者は、前項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければならないものとします。
- 第23条 寄託者は、前項の規定により返還の請求を受けたときは、遅滞なくその旨を通知し、かつ、返還の請求に同意しない旨を通知しなければなりません。
- 第24条 寄託者は、前項の規定により返還の請求を受けたときは、遅滞なくその旨を通知し、かつ、返還の請求に同意しない旨を通知しなければなりません。
- 第25条 寄託者は、前項の規定により返還の請求を受けたときは、遅滞なくその旨を通知し、かつ、返還の請求に同意しない旨を通知しなければなりません。

## 第6章 寄託物の損害保険

- 第26条（保険の付保） 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために寄託物を当社が適当とする保険者に次の損害をすべて補償する火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付補した場合と同様の火災保険に付するものとします。
  - (1) 火災による損害
  - (2) 落雷による損害
  - (3) 破裂又は爆発による損害
  - (4) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水による損害
  - (5) 当社は、その使用人の作業上の過失による事故によつて生じた損害の損害
  - (6) ねずみ喰ひの損害
  - (7) 空襲によつて生じた盗取、き損又は汚損の損害
- 当社は前項の規定により寄託物について締結する火災保険契約の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。
- 寄託物の火災保険に関する事項は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 第7章 寄託物の損害賠償

- 第27条（損害の補填の決定） 寄託者は、寄託物が引取らぬ場合、引取らぬ場合の損害の補填を決定するに際しては、それぞれの金額について前項の承認を得なければなりません。
- 第28条（火災保険の支払手続） 寄託者は、当社の事由による火災保険金の支払を受けなければならない場合は、当社の協力を得なければならないものとします。

## 第8章 賠償責任

- 第29条（責任の始期及び終期） 当社の寄託物に関する責任は、当社が寄託者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、寄託者が当社から寄託物を引き取つた時に終わります。
- 第30条（当社の賠償責任と準証） 寄託者は、当社は、その使用人が寄託物の保管又は荷役に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、寄託物の滅失又はき損により生じた損害について賠償の責任を負います。
- 第31条（再寄託物に対する責任） 寄託者は、第16条の規定により他の倉庫業者に再寄託した場合においても、この約款に基づき、当該寄託物について当社が自ら保管した場合と同様の責任を負います。
- 第32条（免責事由） 当社は、次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
  - (1) 寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全
  - (2) 戦争
  - (3) 地震、津波、高潮、大水又は暴風雨
  - (4) 地震、津波、高潮、大水又は暴風雨
  - (5) 徴発又は防衛
  - (6) 徴発又は防衛
  - (7) 徴発又は防衛
  - (8) 徴発又は防衛
  - (9) 徴発又は防衛
  - (10) 徴発又は防衛

## 第9章 料金の支払等

- 第33条（料金の支払） 寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た保管料及び荷役料並びにその他の料金を、当社が定めて通知した日までに支払わなければならないものとします。
- 第34条（延滞金） 寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあつた日までの年利6パーセントの割合で延滞金を支払わなければならないものとします。
- 第35条（料金の変更） 当社は、国土交通大臣に届け出た保管料を変更した場合は、変更された日の属する期から、新料金により請求します。
- 第36条（滅失寄託物の料金の負担） 寄託者は、寄託物が滅失した場合は、滅失した日までの料金を寄託者に請求することができます。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

**別表（第1条第1項関係）**

次に掲げる物品であつて、商品として販売されないもの。

(1)	たんす、書棚、ベッド、じゆたん、台所用品、食器その他の家具類
(2)	冷暖房機器、音響機器、2輪車その他の家庭用機器類
(3)	ピアノ、運動具、玩具その他の楽器・娯楽用品類
(4)	毛皮、洋服、身の回り品その他の衣服類
(5)	和服コート、毛皮入り巻きその他の毛皮製品
(6)	絵画、彫刻、書画、陶磁器、漆工品、骨とう品その他の美術工芸品、収集品
(7)	貴金属製装身具、宝石、真珠その他の貴重品
(8)	複写機、タイプライター、コンピュータ、キヤベネット、金庫その他の事務用機器類
(9)	事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類
(10)	磁気テープ、磁気ディスク、フィルム、レコードその他の記録媒体類

その他前各号に掲げる物品に準ずるもの。